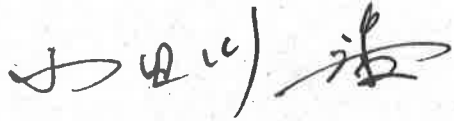


つくばみらい市規則第6号



つくばみらい市健康診査負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

つくばみらい市長 

つくばみらい市健康診査負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

つくばみらい市健康診査負担金徴収条例施行規則（平成18年つくばみらい市規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条—第4条関係）中

「

	個別	問診、乳房X線検査	40歳以上の女性	1,500円
		問診、乳房超音波検査	20歳以上57歳未満の女性	1,500円
前立腺がん検診	集団	問診、血液検査	50歳以上の男性	700円

」を

「

	個別	問診、乳房X線検査	40歳以上の女性	1,500円
		問診、乳房超音波検査	20歳以上57歳未満の女性	1,500円

」に

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。